

# 感染症を考慮した 避難所開設ガイドライン



令和2年7月

豊橋市

## 1. 住民への事前周知 資料 1-1～1-2

### (1) 避難先の検討

避難所が過密状態になることを防ぐため、居住地の状況や災害リスクを踏まえた避難先や避難方法の確認

避難所以外の避難を検討

- ・ 自宅で居住が継続できる場合は在宅避難
- ・ 親戚や友人の家への避難

### (2) 避難所への持参品 資料 2

住民が避難する時に準備する持参品

避難する際は、身のまわりの衛生用品などを持参するよう周知

受付時の混雑を防ぐため、事前に避難所利用者登録票を記入しておくことを周知

【住民が準備する持参品（例）】

避難所利用者登録票（様式 1）、マスク、消毒液、石鹸、体温計、スリッパ、ビニール手袋

### (3) 避難所での体調管理【様式 2】

住民が避難した際の避難所における住民の体調管理について事前に周知

避難所入所時に、体調不良であった場合は避難所運営責任者へ申告する

避難者自ら、自分自身の体調を継続的にチェック（様式 2）

避難所生活で発熱等の症状が出た場合は、速やかに避難所運営責任者へ申告する

速やかな医療機関等への相談・受診

## 2. 避難所運営に関する事前準備

### (1) 資機材の準備 資料 3

感染防止対策を考慮した資機材の準備

受付用の机、椅子、仕切り板（パーテーション）等

パーテーションや段ボール間仕切り、簡易テント、寝台、毛布

マスク、フェイスシールド、非接触型の体温計、アルコール消毒液、石鹸、除菌ウェットティッシュ、ビニール手袋、ペーパータオル、ゴミ袋

共有部分に使用する除菌液（豊橋市役所にて生成される除菌液を使用することも可能）

### (2) 避難所でのスペース確保について

避難所施設利用計画に基づき事前に体調不良の方の専用スペースを確保する

可能な限り個室を確保し、個室が確保できない場合は、パーテーション、ビニールシート及びテント等を活用し、スペースを仕切る

専用スペースと健康な方の居住スペースの間に境界線を設け、避難者が行き来しないよう徹底

出入り口、トイレ、手洗い場は分け、体調不良の方と健康な方の動線が交わらないよう徹底

(3) 掲示物等の用意 資料4-1～4-10

避難所で感染防止対策を呼び掛ける掲示物（ポスター等）を用意

- 密閉空間にならないようこまめな換気
- 密集しないよう人と人の距離を取る
- 密接した会話や発声は避ける
- 新型コロナウイルス以外の感染症（インフルエンザ、ノロウイルス等）の注意喚起も行う

3. 受付の設置 資料5、6

(1) 事前受付の設置

発熱や体調不良の方を早期発見できるよう、避難所入口の外に設置

- 避難所開設と同時に受付を設置し運営
- マスク、アルコール消毒液、感染防止啓発チラシを用意
- 間隔（2m）を空けて並ぶ際の位置をテープなどで指定する
- 避難者のマスク着用、消毒を徹底

発熱の有無や健康状態チェックシートにより体調不良を確認【様式3】

- 非接触型の体温計により検温を実施
- 健康状態チェックシート（様式3）の記入（問診）を行う

事前受付の結果により、総合受付または専用スペースへ誘導

⇒発熱や体調不良のある方は、専用スペースへ誘導

⇒発熱や体調不良のない方は、総合受付へ誘導

⇒新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者が避難してきた場合は、直ちに避難者を専用スペースで隔離し、臨時救護基幹センター（0532-39-9119）へ連絡して指示を仰ぐ

(2) 総合受付の設置

避難所入口に設置

- 避難所開設と同時に受付を設置し運営
- 受付者と避難者の間に仕切り板等を設置

避難所利用者登録票の記入【様式1】

- 避難所利用者登録票（様式1）を回収後、居住スペースへ誘導
- 避難所生活中、発熱や体調不良が出た場合は、自ら避難所運営責任者に申し出る旨、周知する

### (3) 専用スペース受付の設置

総合受付とは別に体調不良者の方の受付を専用スペース入口付近に設置

- 避難所開設と同時に受付を設置し運営
- 腋窩（脇の下）で接触型の体温計により正確に体温測定を行う。
- 避難所利用者登録票（様式1）の記入
- 専用スペースへ誘導

#### <受付の注意点>

- 2m間隔を空けて列を作るなど一人ひとりの距離を確保するよう呼びかける。
- 受付者はマスク、フェイスシールド、仕切り板等により感染予防を徹底する。

### 4. 居住スペース、専用スペースの設置 資料7-1～7-5

発熱や体調不良のない方の居住スペース

- 地域（町）別、要配慮の状況等を考慮した区分け（割り振り）にする。事前に決められた配置があればそれに沿った区分けを行う。
- 家族間の距離、通路幅を1m～2m以上確保する。

発熱や体調不良の方の専用スペース

- 小・中学校の避難所施設利用計画に基づき専用スペースを確保し、発熱者等用の専用スペースやトイレは一般の避難者とはゾーン・動線を分け、接触防止を徹底
  - ※専用トイレの確保が困難な場合、簡易トイレの設置
  - ⇒汚物が感染源となることもあるため、居住スペースとは別の場所に設置
- 専用スペースと居住スペースの動線を分け、すべての動線は交差を避けて一方通行とすることが望ましい
- 体調不良の方が専用スペースに収まらなくなった場合は、施設利用計画に基づき空き教室等を開放し、新たに専用スペースを確保する
- 体調不良者の方の専用受付を設置
- 教室等を活用する場合はパーテーションや簡易テントを設けるなどにより感染防止を徹底

### 5. 体調不良の方への対応

避難所での発熱や体調不良の方への対応 資料8

- 可能な限り個室を確保し、個室が確保できない場合は、パーテーション、ビニールシート及びテント等を活用し、スペースを仕切る
- 発熱や体調不良のある方と接する場合や、食事や物資の搬送等のため専用スペースに立ち入る場合には、感染防護対策を講じたうえで、できるだけ限られた方により実施する
- 症状等を巡回の医療スタッフに相談し、必要に応じて診察を受ける
- 感染症が疑われる場合には臨時救護基幹センター（保健所）に連絡し、指示を仰ぐ

## □専用スペースでの生活の留意点

- 他者との接触を避け、原則として専用スペース内に留まる
- 専用トイレを使用し、一般のトイレは使用しない
- 専用スペース内の清掃は各自で行う
- 発熱や体調が悪化した場合は避難所運営責任者へ申し出る

## 6. 避難所運営の留意点

### □3密の回避

- 避難所内は定期的（30分に1回）に5分程度の換気を行う
- 通路は一方通行とし、できる限り通行者がすれ違わないようにする。可能であれば出口と入口を分けることが望ましい
- 通路、居住スペースの家族間の間隔を1m～2m以上確保することが望ましい
- 対面や近距離での会話は極力避けるよう注意喚起する

### □食事・物資の配布 資料9

- 並ぶときは2メートルの間隔をとるなど、密集しないようにする
- 配給前後に机の消毒を徹底
- マスク、手袋、フェイスシールドの着用の徹底
- 居住スペースの区画ごとに案内をするなど配布場所が密集しないよう工夫する

### □基本的な感染予防対策 資料4-1～4-10

- 飛沫感染を防ぐため、マスクの着用を徹底する
- 出入り口に消毒液を設置し、こまめな手指消毒、手洗いを徹底する
- 避難者に体調チェック表を配布し、毎日体温と体調を確認する（様式2）  
※各自が持参した体温計により検温を行う
- 避難所運営者も避難者と同様に定期的に体調チェックを行う（様式2）
- 避難所内の物品、トイレやドアノブ等の共有部分は定期的に清掃、消毒を行う

### □衛生環境の確保

- 衛生環境を保つために、定期的に洗剤や除菌液を用いて清掃する
- 居住スペースは避難者各自が定期的に清掃するよう生活ルールを定めるとともに、共有スペース（トイレ・浴室等）は避難者が交代制で定期的に清掃するよう周知
- 清掃、ごみ処理等を実施する時はマスク、フェイスシールド、ゴム手袋など状況に応じて装着する

### □その他 資料10-1～10-2

- 感染症対策として車で避難してきた避難者に対して、エコノミークラス症候群や熱中症の注意喚起も行う